

## 図書館と新型コロナウイルス対策での組合の取組み

公立図書館は、住民の知る権利を保障するという社会的役割を担う。（その意味で、早々に休業要請されたことへの無念はここでは置く。）一方で図書館は、老若男女だれもが自由に訪れ、プライバシーを守られながら資料の閲覧や貸出、施設利用、イベント参加ができる場、すなわちウイルス感染の危険が高い場所でもある。そして、その第一線で働いている職員の多くが非正規だ。

会計年度任用職員の職員団体として、「職員の安全を守ることは利用者(市民)の安全を守ること」の考えに基づき、私たちが「要望書」を提出するまでの経過を報告したい。

### 【3月17日～4月7日、制限つき開館】

- ・この時期は、様子を見ながら開館を続けた。読書室閉鎖、お話し会中止、椅子を減らす等はしても、マスク・消毒液は「配布予定はない」「手に入らない」とのことだった。

- ・3月8日に教育委員会より「コロナ感染者・濃厚接触者・感染疑いのある者・休校に伴う保護者の休業を災害休暇（有給）として認める」との通知が出されたこともあり、特に不満の声は届いていなかった。が、後になって、高齢の家族がいる人などが強い不安を感じていたことがわかった。

- ・労災については、「仕事中に感染したか実証できないので、適用にはならない」との回答。

### 【4月8日～休館】

- ・4月7日に緊急事態宣言が発出されると、即休館になった。休館前後は、無給で休業させられるのを最も警戒しており、前の団交で「臨時休館時は他の職場へ勤務させる」との回答を得ていたこと、労基法により60%休業手当は義務であることを準備し構えていたが、休館中も出勤は続けられることとなり安堵。

- ・重症化リスクの高い者、高齢者と同居する者の特別休暇要求を検討していたが、教委から4月10日、「休館となった図書館の会計年度任用職員は職免（自宅待機・有給）」との通知があり、解決。（正規職員は施設管理や電話番、他部署への応援以外は職免。）

### 【5月8日、要望書提出】

- ・5月に入り、宣言延長と「図書館は休業要請を解除」との政府の意向が報道された。その後、ある館で、組合役員が管理職に「一度来館してほしい」と言わされたため、開館の話が出た場合に備

え、急ぎ組合員から「開館準備に必要な業務」と「安全対策」について意見を募ることにした。

- ・自宅待機中のためメール通信が可能な組合員のみが対象だったが、2日間で7館14名から意見が集まつた。5月5日には予想通り開館と出勤についての打診があったので、この意見集約を基に、具体的な準備と安全対策を求めることができた。

- ・5月12日からの出勤と予約資料の先行貸出が決定したため、6日までの計22件の意見を集約して8日、「図書館における会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染予防対策について」要望書を、全14館の館長と教育委員会に送付した。意見集約表は匿名化して中央図書館館長に渡すとともに、組合員で共有した。労災に関しても管理職に話をした。

- ・要望書の内容は次の通り。

- ①再開に当たっては、利用者のみならず、多くの利用者や資料と接することとなる職員の感染防止のために、十分な対策をとられたい。
- ②ビニールシールド、消毒液、マスク、手袋等、感染防止に有効な物資の調達を行われたい。
- ③高齢者と同居する者や、慢性疾患や免疫抑制治療中などの重症化リスクのある者が申し出た場合、利用者との対面機会を減らす、或いは自宅待機を認めるなど、特段の配慮をされたい。
- ④休校等による特別休暇を取得しやすい職場環境づくりに努められたい。
- ⑤業務に差し障りのない範囲で、時短勤務や自宅待機などの措置を検討されたい。

### 【5月12日～予約資料の貸出開始】

- ・ほぼ全館でカウンターにビニールシールド、消毒液、手袋等の調達や、利用者の密防止への工夫がされており、館によっては、出勤人数を減らすなども行われている。また、市で図書館の感染防止ガイドラインを作成するにあたり、私たちにも意見を求められるなど、要望書の効果はあったのではないか。とりわけ5月8日に提出した意見集約により、業務や安全について真剣に案じ考えている現場の姿は伝わったと思う。

- ・今は来館者が少なく、返却本の消毒なども余裕を持って行えているが、再開はこれからだ。さらに、経済状況を考えると、賃金や期末手当はもちろん、雇用にも影響するのではないか。公募の問題もある。早期収束を強く願いつつ、これからもしっかり取り組んでいかねばと思う。

（全統一千葉市非常勤職員組合 山室徳子）

## 新型コロナウイルスをめぐるハローワーク近況

### 【3月末～4月半ば】

北海道、富山、大阪、神奈川、東京、大分、沖縄と職員の新型コロナウイルスの感染が続き、窓口を数日間閉鎖する事態が頻発した。また、サテライト型の相談窓口が次々と閉鎖された。

### 【4月～5月】

正規職員、非正規職員共に、人数を半分に減らしての交代勤務が開始される。数日に1回の出勤やいくつかのグループに分けての出勤などが開始される。4月のみの庁舎もあれば、緊急事態宣言解除まで続けて交代出勤をする庁舎もある。

失業による雇用保険給付窓口や雇用調整助成金を扱う窓口は3時間待ちになることもあり、用意された椅子に座ると密になるので、廊下に人があふれ出し、感染リスクが非常に高い。SNSでも長時間密の状態で待たされることが怖いという投稿が目立つようになる。

このような窓口に予算が付き、非常勤を増やす動きが出ている。

これは、助成金など緊急性があり、市民の要望に迅速に応えていく目的での増員であるが、複雑な手続きや特殊な書類を扱う為、労働行政の専門知識がないと難しい領域。しかし、実際は賃金の低さから専門領域に詳しい人員を採用できず、予算に応じて人を増やすことが目的となり、入職しても目的に沿った職務ではない傾向が見られる。

◆このような状況の中、非常勤職員のTさんは感染リスクに怯えている。

Tさんはとても込み合う窓口にいる。時給は最低賃金に少しプラスした程度。しかし、感染リスクのなか、とても危険な仕事が多い。

全職員が捨てた、洗っていないペットボトル

や缶、ピンの分別、休憩室で職員が食事をした後の片付けや休憩室の清掃、多くの職員や来所者が触れた雑紙などの処理、ゴミの管理、相談者が来る毎に机の消毒など。しかし、Tさんだけ、重要な仕事ではないという理由でマスクや手袋が配られなかった。また、隣の席にいる正規職員の家族がPCR検査を受けていることを正規職員のみで共有し、Tさんには知らされなかった。知ったのは1週間後、他部署の非常勤から聞いた。「このままだと感染する、もしそうなったら私に保証はあるのだろうか」とTさんは不安と心配を隠せない。

◆相談員Sさんは、感染リスクと陰湿ないじめとの二重の恐怖に耐えている。

ひどく狭い相談スペースは密の状態。隣の相談員との距離は70センチほど。感染リスクだけでも怖いのに、密室で他の職員には聞こえないためか、数人の同僚から、聞こえるような声量で陰口を言われる日々が続いている。以前からいじめを受けた側の非常勤が辞めなければいけない事態が続いており、上司は注意や指導はしない。「訴えても私が辞めることになるだけですから…求職者の為に皆で協力して頑張る局面なのになぜ?と思いますが、今は二重の恐怖に耐えるだけで精いっぱいです」と視線を落とした。

◆Uさんも非常に込み合う窓口の相談員だ。

コロナウイルスにより職を失う人が増え、やり場のない怒りを窓口にぶつける人が増えている。このような人から見て、行政は正規・非正規関係ないが、窓口はほとんど非正規だ。

「大きな声で怒鳴られたり、名指しで批判されたりする。せめて周囲が助けてくれたらと、やりきれない気持ちになる。」と表情は暗い。

# 守口市学童保育指導員の雇止めは許さない

守口市から運営を委託された株式会社共立メンテナンス[註]が2020年3月末で、学童保育指導員10人の雇用契約の更新を拒絶（雇止め）したことに対し、5月15日、大阪地裁に「雇止めは無効であり、労働者としての地位の確認等を求める」集団訴訟を提訴しました。

新型コロナウイルス感染危機の中で、学童保育が、社会を維持するのに欠かせないエッセンシャルワーカーの業務を支える施設であることが改めて認識され、子どもたちのいのちと安全を守り、保護者の就労を保障している指導員の仕事が再評価されています。このような時に、これに逆行する守口市学童保育指導員の雇止めは大きな衝撃でした。

元々守口市は学童保育を公設公営で実施し、50年を超える歴史がありましたが、11年に維新の市長が当選し、民間委託を次々と推進し、16年には学童保育も民間委託化の方針が打ち出されました。

保護者団体や指導員組合は民営化反対の運動に取り組みましたが、18年にプロボーザル（公募型規格競争方式）が行われました。市は応募した4社の中から、従前の学童保育の事業内容を維持することや、指導員の雇用を引き継ぐことを約束した共立メンテナンスに委託先を決定し、受託期間を5年とする業務委託契約を締結しました。19年4月以降原告たちは、守口市の非常勤職員から共立メンテナンスの従業員となり、引き続き指導員として働いてきました。10人の指導員は7年から35年勤続という知識と経験を積み、子どもや保護者からも厚い信頼を得ているベテランばかりです。

[註]ドーミーインホテルなどを経営する一部上場会社、本社は東京都千代田区

## 無責任な営利企業への委託

2020年2月末に新型コロナウイルス感染拡大を受けて、小学校が休校になり混乱の中、学童保育は行き場を失った児童たちを、朝から預かる必要に迫られ、指導員のシフト配置やコロナ感染防止への備えなど連日重要な役割を担っていました。

このような大変な時期に、それも年度末ぎりぎりの3月23日に「3月31日をもって終了」という「雇止め通知書」が交付されました。

事の発端は、直営の学童保育事業を、利益を生み出すことを目的とする営利企業に安易に委託することによって始まりました。民間委託では委託費が決められており、しかもその枠内で受託企業は利潤を追求するわけですから、児童や保護者への行政サービスの内容が削られてしまいます。指導員の労働組合では、子どもたちを主体とする保育を実践するために、苦労しながらも会社に意見や改善を提案した

り、労働組合として団体交渉の申し入れもしてきましたが、交渉には一切応じず、今年になって突然、原告たちのこうした行為や、その他の取るに足らない、事実と異なる行為をあげて、それらが懲戒処分に該当するという注意書を個々に手渡しました。注意書の事由は「会社に反抗した」「会社を批判した」などというものが多く含まれています。このような些細なことで、経験が長く、それぞれの学童保育の責任者や副責任者としての任に当たっていたベテラン指導員たち多数が「クビ」になるという信じられない事態が起こったのです。指導員たちは「こんな理不尽なことがあっていいのか！」と不安と怒りの中で、児童たちと離れなければならない現実に打ちのめされながらも断固闘う決意を示しています。

## 労働組合の弱体化を狙った不当労働行為

原告10人全員は市直営時から労組に加入し、現在も委員長、書記長、副委員長、書記次長、執行委員などを務め、この間も団体交渉を申し入れしていました。しかし交渉を一切拒否し、大阪府労働委員会が「団体交渉拒否は不当労働行為」として団交応諾、ポストノーティス命令を出しました（20年4月22日）。しかし、共立メンテナンスは、新学期直前の3月に「雇止め」を通告してきたのです。

この会社は東大阪市の学童保育を受託している時も同じように労組を敵視して団体交渉に応じず、府労委から和解命令を受けています（15年）。このような不当労働行為を繰り返す会社であることが明らかになったにもかかわらず、委託契約した市の責任も問われなければなりません。現在も市は学童保育事業の実施者であることに変わりはないのですから違法行為を指導し、指導員の雇用に対する責任を明らかにしなければなりません。保護者などでつくる「守口学童保育指導員労組を支援し学童保育の充実を求める会」は、20年3月3日、市長に対して継続雇用を求める要望書を提出しています。

公務公共労働に従事する労働者には、業務の質を護るために、継続性と専門性が担保できる雇用の安定と仕事に専念できる待遇が必要です。不安定で劣悪な待遇に声を挙げれば「雇止め」を強行する、このような企業に公共サービスを受託する資格はありません。労働組合を敵視する営利企業との闘いは守口市だけの問題ではありません。

「なくそう！官製ワーキングプア」大阪集会実行委員会は今後もこの裁判に注目していくと共に、子どもと保護者のために、不当に雇い止めされた指導員たちが一日も早く職場復帰できることを共に求めていきます。全国の皆さんのご支援をどうかよろしくお願いします。 大阪実行委員会 川西玲子

## 2020年、ILO専門家委員会が「見解」を表明

自治体非正規公務員労組が「長年保持してきた労働基本権を奪われないように！」

ILO申立4労組：連帯・杉並、ユニオンらくだ、連帯・板橋区パート、あばけん神戸（文責：安田）

したがって、委員会は、自治体の労働組合が、これらの法改正の導入を通じて彼らが長年保持してきた労働組合の権利を奪われないようにするために、自律的労使関係システムのすみやかなる検討を政府に要請する。この点に関して取られたまたは想定される措置に関する詳細情報を提供するよう政府に要請する。

2017年5月の申立から足掛け3年、私たちの取り組みがようやく結実しました。2019年11月の審議を経て、「専門家委員会」が上記の「見解」を表明しました。協力いただいた多くの皆さんと共に、この成果を今後に生かしていきたいと思います。（報告パンフのPDFをお送りします。daryasu@gray.pala.or.jpまで御連絡を！）

### ◆ ふたつの大きな成果！

#### 1 「非正規公務員の労働基本権問題」が初めて取り上げられたこと！

専門家委員会「見解」の要旨は、①非正規自治体公務員から労働基本権を奪わないよう、②「自律的労使関係システム」をすみやかに検討し、③取られた措置の詳細を報告するよう求める、というもので

す。ILOが初めて、真正面から非正規公務員の労働基本権問題を取り上げた点で画期的なものです。

「任用の適正化と待遇改善」などと言い逃れようとした政府のダメージは大きいはずです。

#### 2 「期限を区切った行動計画の徹密化と行われた進展の報告」を求めたこと！

2018年のILO総会の「基準適用委員会」で、日本政府は「(労働基本権保障に向けた)期限を区切った行動計画」の策定を促されました。11回にも及ぶ勧告を無視し続ける日本政府に対して、ILOが業を煮やした（？）カタチです。しかしその後も2年間にわたり、政府は計画策定をサボり続けてきました。今回さらに「強く」ILOから、「非正規公務員の労働基本権問題」を含めた「行動計画」提出を促

され、政府はさらに追い込まれています。

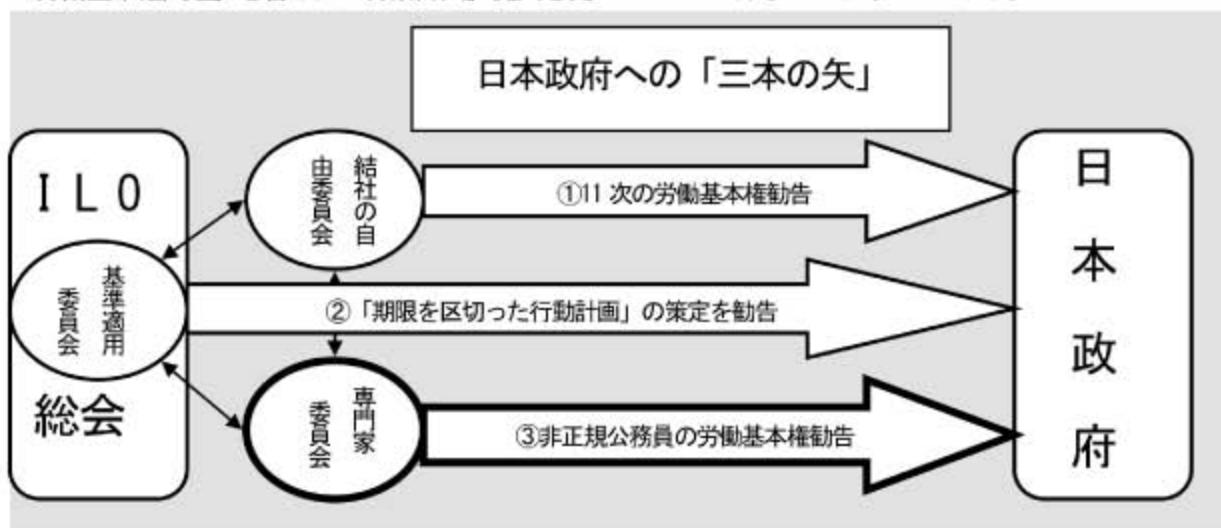
### ◆ この勧告を活かした取り組みを！

私たちにとって充分な内容の勧告が出された、と評価しています。「公務員全体の労働基本権回復」の中に埋没することなく、非正規公務員に焦点を当てた具体的な勧告が出されたことを、皆さんと共に喜びたいと思います。

憲法98条2項に「条約及び確立された国際法規の誠実遵守義務」が定められているにもかかわらず、日本政府は、「勧告に法的拘束力はない」として、居直り続けてきました。しかし、11次の勧告に加えて「行動計画の策定」まで求められ、政府が国際的に追い込まれていることは確実です。今後の課題は、国内の運動の力を着実に積み上げて行くことがあります。

新型コロナウィルス感染問題もあり活動が思うように進まず、私たちの具体的な取り組みが遅れています。ILO総会も来年に延期となりました。

まずはこの成果を多くの仲間と共有し、非正規公務員の労働基本権確立に向けた取り組みを着実に進めて行きたいと考えています。



## 【参考】ILO／国際労働機関への日本の労働組合の申立のあらまし（メモ）

### < ILO のあらまし >

ILOは、第一次世界大戦への反省から1919年に創設され、1946年に国連の専門機関となった。その基本的理念については、「ILO憲章」と1944年の「フィラデルフィア宣言」に掲げられている。結社の自由が欠かせない権利として位置付けられていることに注目が必要だ。ちなみに、日本は結成当初からの参加国だったが、1938年に脱退 → 1951年に再加盟している。

#### 国際労働機関の目的に関する宣言 (フィラデルフィア宣言)

国際労働機関の総会は、その第26回会期としてフィラデルフィアに会合し、1944年5月10日、国際労働機関の目的及び加盟

国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

1 総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

- (a) 労働は、商品ではない。
- (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。
- (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。
- (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する。（以下略）

### < 中核的労働基準とは? >

1998年のILO総会で、「中核的労働基準」が定められた。この中核的労働基準は、批准していない国の場合でも、「加盟国であるという事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、かつ実現する義務を負う」こととなる。

結社の自由・ 団体交渉権の承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号） 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）
強制労働の禁止	強制労働に関する条約（29号） 強制労働の廃止に関する条約（105号）（未批准）
児童労働の禁止	就業の最低年齢に関する条約（138号） 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）
差別の撤廃	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号） 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）（未批准）

### < 監視機構とは? >

ILOは条約・勧告の適用状況について、常に審査を行う仕組みを設けている。主な監視機構は以下の4つである。

#### 1 通常の監視機構

- ① 条約勧告適用専門家委員会（専門家20名、日本からは吾郷眞一：立命館大特別招聘教授）
  - ・批准した条約適用状況について、政府からの「年次報告」と労働団体からの「情報提供」を受けて審査する
- ② 基準適用委員会（政・労・使）
  - ・各種の報告に加えて、①の報告を受けて審議し、本会議において採択される。

#### 2 個別条約違反の申し立てに基づく監視機構

- ③ 苦情・申し立てを受けての3者委員会（政・労・使）
  - ・24条（主に労働者団体が訴える）による申立と26条（ある国が他国を訴える）による苦情申立の審査
- ④ 結社の自由委員会
  - ・87号、98号条約関連の申立の審査（政・労・使3名づつ+委員長）